

議案第 1 号

関市・武儀郡 4 町村合併協議会会議運営規程の制定について

関市・武儀郡 4 町村合併協議会規約第 11 条第 3 項の規定に基づき、関市・武儀郡 4 町村合併協議会会議運営規程を次のとおり制定することについて、承認を求める。

平成 15 年 3 月 31 日提出

関市・武儀郡 4 町村合併協議会会長 後藤 昭夫

関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、関市・武儀郡4町村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第11条の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の3分の2以上の賛同があるときは、秘密会を開くことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

3 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とするが、意見が分かれたときは、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営するよう努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（傍聴）

第5条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が会議に諮り別に定める。

（会議録）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席者及び欠席者の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第7条 会議録に署名すべき委員は2名とし、議長が会議において指名する。

(会議録の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

(指定者以外の者の退場)

第9条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を会議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第10条 秘密会の議事の記録は、第8条の規定にかかわらず公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(規律)

第11条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。